

# 「防災・減災のための放送・ネット利用行動計画（第三次）」

平成 25 年 6 月 25 日 公表

## 目次

はじめに .....	3
1. ビジョンの共有 .....	4
1-1 基本方針 .....	4
1-2 目標 .....	5
1-2-1 臨時災害放送局の開局支援 .....	5
1-2-2 非常時につながる平時からの備え .....	5
1-2-3 防災行政無線情報の多ルート化 .....	6
1-2-4 市町村間の協力、連携の強化 .....	6
1-2-5 被災地の生活・復旧支援のための情報提供 .....	6
1-2-6 CFM や CATV が所在しない市町村等への支援 .....	7
1-2-7 支援ネットワークによる送信設備等の融通 .....	7
1-2-8 ネットを利用した災害関連情報の提供 .....	7
1-3 臨時災害放送局の種類 .....	7
1-3-1 類型Ⅰ：CFM 活用型 .....	7
1-3-2 類型Ⅱ：CATV 活用型 .....	8
1-3-3 類型Ⅲ：防災行政無線サイマル型 .....	8
1-3-4 CFM 活用型と CATV 活用型の選択 .....	9
1-4 CFM 活用型の開局支援の詳細 .....	9
1-4-1 CFM と同じ周波数帯域の利用 .....	10
1-4-2 市町村等の費用負担等 .....	10
1-5 CATV 活用型の開局支援の詳細 .....	11
1-5-1 CATV 事業者の経験等の活用 .....	11
1-5-2 ケーブル断線や停電への備え .....	12
1-5-3 開局支援に当たっての市町村等との協議 .....	12
1-6 防災行政無線サイマル型の開局支援の詳細 .....	12
1-6-1 全市町村を対象にする支援ネットワーク .....	12
1-6-2 臨時災害放送局の放送を利用しないという選択肢 .....	13
1-7 県域放送の本行動計画への参画 .....	13
1-7-1 県域放送事業者によるソフト支援 .....	13
1-7-2 臨時災害放送局の放送と県域放送の連携 .....	13
1-8 臨時災害放送局の免許と運用 .....	13
1-8-1 免許付与の手続き .....	14
1-8-2 非常電源の装備 .....	14
1-8-3 臨時災害放送局の開局や運用の手続き .....	15
1-8-4 演習・訓練の実施 .....	15
2. 送信設備等の準備と支援 .....	16

2-1 CFM 事業者の予備機利用 .....	16
2-1-1 予備機の周辺市町村等への投入 .....	16
2-1-2 市町村間の設備の共同保有 .....	17
2-2 CATV 事業者が保有する設備の利用 .....	17
2-3 イベント放送での設備の有効利用 .....	17
3. CATV 本来のサービスによる災害関連情報提供の強化 .....	19
3-1 高齢者等への呼びかけ .....	19
3-2 外国人に対する情報伝達 .....	19
3-3 防災行政無線の宅内端末の補完・代替 .....	20
3-4 災害時に屋外に持ち出す端末のイメージ .....	20
4. 「公共情報コモンズ」の利用 .....	22
4-1 防災行政無線と時間差のない放送を放送スタジオから行うための手段 .....	22
4-1-1 「公共情報コモンズ」を介して市町村等から放送スタジオに情報伝達 .....	22
4-1-2 「公共情報コモンズ」への Web 経由でのデータ入力 .....	22
4-2 広域化する生活圏内の情報共有手段 .....	23
4-3 メディアと情報端末の多様化に対応する手段 .....	23
4-4 被災地の生活・復旧支援のための情報提供手段 .....	24
4-5 遠方にいる避難者への情報伝達手段 .....	24
4-6 地理的に「抜け」のない情報提供の手段 .....	25
4-7 「公共情報コモンズ」へのデータ入力代行 .....	26
4-8 多層な情報発信の担い手 .....	27
4-8-1 大学の参加 .....	27
4-8-2 信越総合通信局からの情報発信 .....	27
5. システム間連携と災害関連情報プラットフォーム .....	28
5-1 「公共情報コモンズ」とのシステム間連携 .....	28
5-2 スマートフォン等のアプリケーションへのデータ提供 .....	28
5-3 メール配信サービスや SNS 等とのシステム間連携 .....	29
5-4 「公共情報コモンズ」に入力されたデータのコントロール .....	29
5-5 新潟県の防災システムとの接続 .....	30
5-6 「公共情報コモンズ」と災害関連情報プラットフォームの利用の手引き .....	31
6. その他 .....	32
別表 1：地方公共団体（長野県） .....	33
別表 2：地方公共団体（新潟県） .....	35
別表 3：放送事業者 .....	36
別表 4：ネット配信事業者 .....	38
別表 5：支援事業者 .....	39
別表 6：大学 .....	40
別添：「ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針」.....	41

## はじめに

災害関連情報を一人でも多くの住民に迅速、正確、確実に伝えることや、被災地での生活復旧を支える情報を提供し続けていくことは、地域に根差す放送に期待される役割である。また、メディアや情報端末の多様化に伴い、インターネットを利用した情報配信の役割も大きくなっている。防災・減災のために、こうした放送や通信を利用する本行動計画には、信越総合通信局のほか、次の者が参加している。

地方公共団体（長野県）：別表 1

地方公共団体（新潟県）：別表 2

放送事業者：別表 3

ネット配信事業者：別表 4

支援事業者：別表 5

大学：別表 6

## 1. ビジョンの共有

普通のテレビは、停電があると視聴できなくなる。避難中の視聴も難しい場合が多い。このため、災害時のラジオ放送には、今も期待が大きい。既にどの世帯にも普及しているラジオ端末であれば、自宅内はもちろん、外出先や、車内や、屋外で作業中の人たちにも情報を届けることができる。

臨時災害放送局は、FM 波（超短波）を使って、市町村等が災害時に限って開局できる臨時かつ一時的なラジオ局である。東日本大震災のときには多数が開局し、活躍している。最大出力 100W の臨時災害放送局の放送は、最大 20W のコミュニティ FM（以下、「CFM」という。）の放送に比べると、放送波が広域に届く。建物の中にも伝わりやすい。既存の放送設備等を活用して災害時にすぐに開局できるので、いつ起きてもおかしくない災害の被害軽減に役立つ。周波数利用に余裕がないなどの理由で開局が難しい地域もあるので、災害時にその開局の手続きに手間取ると、住民への情報提供が遅れかねない。開局準備が周到であれば、臨時災害放送局は、防災行政無線を補完する手段にもなり得る。

一方、東日本大震災では、パーソナルな情報の検索や提供に、インターネットに接続された PC や携帯電話が活躍した。急速に普及しているスマートフォンにも大きな可能性がある。放送による一斉同報の長所と組み合わせれば、放送かネットかではなく、放送もネットも利用して、より多数に、より多様な災害関連情報を迅速、正確、確実に伝えることができる。

以上のような認識を共有して、本行動計画の参加者は、長野県内及び新潟県内の災害被害の軽減のため、主体的に行動する。

### 1-1 基本方針

本行動計画は、災害関連情報を被災直後から迅速、正確、確実に伝えるとともに、被災者支援のための情報提供を細やかに続けることを目指して、次を基本方針とする。

1-1-1 不測の災害発生に備えて、ただちに講ずることのできる対策は、先送りせずに行動する。

1-1-2 市町村間で助け合い、事業者が市町村を支援し、事業者同士が応援する関係を、長野県と新潟県の県内に、できるだけ重層的に形成する。

1-1-3 臨時災害放送局を開局し放送を続ける市町村等を、被災地の放送事業者だけでなく被災していない地域の放送事業者も支援する共助のネットワークを形成する。

1-1-4 多様なメディアや情報端末の出現を踏まえて、住民等への災害関連情報の伝達ルートを多数に

する。

1-1-5 市町村等や放送事業者の共助の関係を、県内だけでなく県境を越えても構築する。

1-1-6 インターネットを災害関連情報の提供に積極的に利用する。

1-1-7 生活圏の広域化、地域社会の高齢化、外国人の増大等に適応できる災害関連情報の提供体制を整える。

## 1-2 目標

本行動計画は、次を参加者の共通の目標とする。

### 1-2-1 臨時災害放送局の開局支援

放送事業者は、市町村等による臨時災害放送局の開局と広域の情報共有を支援する。

1-2-1-1 信越総合通信局は、「臨機の措置」（電話での申請だけで免許を付与）に備える。

1-2-1-2 市町村等は、周辺市町村と災害関連情報を共有し、広域で協力して住民等が求める情報を提供する。

1-2-1-3 市町村等が臨時災害放送局を開局するに当たって、放送事業者は、ハードとソフトの両面で、その開局を支援する。

### 1-2-2 非常時につながる平時からの備え

CFM やケーブルテレビ（以下、「CATV」という。）は、平時から放送しているので、災害が発生したときには、自身の視聴者が臨時災害放送局の放送番組の視聴に円滑に移行できるようにする。

1-2-2-1 CFM や CATV の放送は、地域に密着した情報を平時から収集し、提供している地域メディアである。災害が発生したときだけにわかに情報を収集し放送することは難しいので、地域メディアらしく平時から備える。

1-2-2-2 特に、被災時には被災者の生活や復旧を支援する地域情報拠点になるため、CFM や CATV の事業者は、地域の情報収集のためのネットワークを平時から強化する。

### 1-2-3 防災行政無線情報の多ルート化

臨時災害放送局の放送業務を受託する CFM や CATV の事業者の放送スタジオに、市町村等の庁舎発の情報を迅速、正確、確実に伝えて、臨時災害放送局の放送が防災行政無線に遅れずに情報を伝える。

#### 1-2-3-1 パケット通信網は耐災害性が高く電話のような輻湊も生じないので、庁舎から放送スタジオへの情報伝達には、パケット通信網と「公共情報コモンズ」(注)を利用する。

注：一般財団法人「マルチメディア振興センター（FMMC）」が開発し、運用している情報処理システム。総務省が平成 20 年度以来その開発を支援し、当該法人が公共目的のために運営している。

#### 1-2-3-2 テレビやラジオや CATV、PC、携帯電話、スマートフォン等の、多様なメディアや情報端末への情報配信を、一度のデータ入力によって行えるようにし、市町村等の防災や広報の職員の業務負担を増やさない。

### 1-2-4 市町村間の協力、連携の強化

臨時災害放送局の放送は、周波数を一時的にせよ占用するので、放送波が届く周辺市町村の住民等への情報伝達に積極的に活用する。複数の市町村が災害関連情報を共有して効率的、効果的に放送することで、生活圏の広域化などの変化に適応するとともに、市町村をまたぐ共助を促す。

#### 1-2-4-1 CFM 事業者は、平時から放送しているので、広域の市町村等に対し、市町村間の協力、連携を呼びかける。CATV 事業者も、自社の営業区域内の市町村等に対して呼びかける。

#### 1-2-4-2 CATV 事業者は有料サービスを提供しており、サービス加入者は市町村の住民でもあるのだから、臨時災害放送局の放送波が自社の営業区域の内外に届く状況を調査し、その事実を踏まえて市町村等の開局を支援する。

### 1-2-5 被災地の生活・復旧支援のための情報提供

東日本大震災では、テレビ放送が停電のために視聴できないときにも、ラジオ放送は情報を伝え続け、通電後も、テレビが放送しない細やかな地域情報を伝え続けた。臨時災害放送局は、行政発の災害関連情報を伝えるだけでなく、被災地の住民等が必要とする情報を伝える役割を担う。防災行政無線の声をラジオ放送でも聞こえるようにするだけでは、臨時災害放送局の役割は限られてしまう。防災行政無線の避難情報等を速やかに伝えるだけでなく、被災地の生活や復旧も情報面から支援する。

#### 1-2-6 CFM や CATV が所在しない市町村等への支援

協力、連携する相手が周辺にいない市町村等でも、自らの防災行政無線の声をそのままラジオ端末で聴けるようにすれば、多数の住民等に伝わる。こうした臨時災害放送局の開局についても、できるだけ開局支援する。

#### 1-2-7 支援ネットワークによる送信設備等の融通

被災していない地域から被災した地域に送信設備等を搬入し、設置して、臨時災害放送局を開局できるようにする支援ネットワークを形成する。送信設備等を自ら保有するか、他の市町村等から借りるか、CFM 事業者の予備機を借りるか、CATV 事業者の支援を受けるかなど、市町村等の選択肢は多数あるが、災害が発生してから協力してもらえ相手を探し始めるといったことにならないようにする。

#### 1-2-8 ネットを利用した災害関連情報の提供

一人でも多くの人たちに情報を届けることで避難を促し、被災後の多様な情報のニーズにも応えられるよう、インターネットも積極的に利用する。特に、通勤者や通学者、遠方に住む家族、国内外からの旅行者や滞在者等に災害関連情報を届けるために、パーソナルな情報端末への配信にも力を入れる。

### 1-3 臨時災害放送局の種類

臨時災害放送局は、次の三種類のいずれかに相当するので、それぞれ次のとおり対処する。

#### 1-3-1 類型 I : CFM 活用型

CFM 事業者のハードとソフトを活用して臨時災害放送局を開局する類型。市町村等と CFM 事業者との間の合意を前提に、信越総合通信局は、当該市町村等の求めに応じて、臨時災害放送局に CFM と同一の周波数を割り当てることを検討する。

1-3-1-1 CFM の送信設備等を利用して臨時災害放送局を開局する場合、CFM の放送局を「休止」し、代わって臨時災害放送局を新たに「開局」する。「開局」は「休止」が前提なので、市町村等と CFM 事業者は、どのような場合に、どのような条件で「休止」し「開局」するのかを、あらかじめ話し合い、合意しておく。

1-3-1-2 20W 上限の CFM が 100W 上限の臨時災害放送局になることで、放送波が届く地域は広がる可能性がある。しかし、それでも届かない地域が市町村内にも存在するだろうから、市町村等は、届く限りの範囲をもって足りるとするのか、届かない地域にも届くよう対策するのかを、検討し判断する。



### 1-3-2 類型Ⅱ：CATV 活用型

コミュニティチャンネルを持つ CATV 事業者のハードとソフトを活用して臨時災害放送局を開局する類型。テレビでのコミュニティチャンネルの放送番組をベースにすることができる。テレビの番組の中で臨時災害放送局の放送開始を知らせたり、ラジオ端末を準備しておくよう呼びかけたりすることができ、有線と無線を組み合わせて災害関連情報を常に伝え続けることができる。また、CATV 事業者の中には、通信サービスを提供している事業者があり、ネットによる情報配信とも組みやすい。

1-3-2-1 地域に密着して取材し、地域から求められる情報を提供している CATV のコミュニティチャンネルは、災害時には地域の災害関連情報を放送しているだろうから、その番組の音声だけを臨時災害放送局でも放送するようになれば、少数のスタッフでも被災地の情報をラジオ放送することができる。CATV 事業者は、テレビ放送のための放送設備やスタジオ、経験豊かなスタッフ等を有しているので、そうした資産の上に放送が成立する。

1-3-2-2 身近なテレビを通じて呼びかけることのできる CATV の存在感は、高齢化が急速に進む地域社会にあって大きく、潜在力も大きい。災害発生時の地域情報拠点として、住民等が求める情報を、住民目線で提供できる。

1-3-2-3 被災者の生活・復旧を支援するには、地理にも明るい放送事業者が平時の地域のネットワークを活かすのが望ましく、また、現実的でもある。その放送経験は、風評などへの対策にも役立つ。

1-3-2-4 詳細な情報を提供できる CATV の有線のサービスと、一斉に情報を伝えることができる臨時災害放送局の無線の放送を組み合わせることで、ケーブルが断線し地域全体が情報から孤立するリスクを減らすことができる。

1-3-2-5 一部の CATV 事業者は、ブロードバンドサービスの提供や Wi-Fi 拠点の整備など、通信サービスの提供に積極的に取り組んでいる。CATV のコミュニティチャンネル、臨時災害放送局のラジオ放送、そして、インターネット経由の情報配信を使い分け、組み合わせて、複数のメディアや情報端末に情報提供できる。

### 1-3-3 類型Ⅲ：防災行政無線サイマル型

防災行政無線の音声臨時災害放送局の放送として同時放送する類型。CFM 事業者も CATV 事業者も所在しないような地域での開局を想定している。しかし、そうでなくとも開局は可能なので、信越総合通信局は、市町村等の求めがあれば、こうした臨時災害放送局への周波数の割り当てを検討し、準備する。

1-3-3-1 防災行政無線の声をそのまま放送波に乗せてラジオ端末にも届ける方法であれば、協力、連携する市町村や事業者がいなくても、放送を実現できる。ただし、臨時災害放送局の放送波は、占有できる周波数ではないため、平時に防災行政無線と併用できるわけではない。屋内や車内など防災行政無線の声が届きにくいところに届けるための非常手段としての、補完的な利用に限られる。

1-3-3-2 市町村等は、アンテナの設置場所や電源等をあらかじめ用意しておく。配線や電源確保の理由から、防災行政無線の設備が置かれている同じ場所に設置するのが一般的だが、放送波の到達範囲の関係で、庁舎から離れた場所等に置局することもあり得る。

1-3-3-3 なお、地理的条件等を踏まえてアンテナの立地を決める専門的な知識を持たない市町村等のために、支援事業者は、希望する市町村等に対して、放送波がどこまで届くのかについての情報を提供する。

#### 1-3-4 CFM 活用型と CATV 活用型の選択

CFM 活用型と CATV 活用型のいずれも選択できる市町村等が多数あるので、信越総合通信局は、放送主体である市町村等の意向を踏まえて必要な調整を行い、周波数の有効利用を進める。

1-3-4-1 CFM 活用型と CATV 活用型で放送波の届く地域が大きく違う場合もあり得るし、それぞれに臨時災害放送局を開局する方が視聴者を臨時災害放送局の放送に誘導するには好都合、という一面はある。

1-3-4-2 しかし、効率的・効果的に周波数を利用することが大事なので、例えば、放送が届く地域の大半が重なるような放送局の開局計画は、周波数の割り当てにおいて他に劣後する。

1-3-4-3 臨時災害放送局を開局し、放送を続けていくには、複数の局が開局してそれぞれに市町村等の放送業務を受託するよりも、一局が地域の総力によって被災者が求める情報提供のために尽力する方が合理的な場合があるので、市町村等は、業務の委託を工夫する。

#### 1-4 CFM 活用型の開局支援の詳細

CFM 事業者の放送設備等を利用して臨時災害放送局を開局する場合、原則、臨時災害放送局の放送業務は CFM 事業者が受託する。CFM の放送から臨時災害放送局の放送に切り替わっても、同じアンテナから放送波を発射するので、そのことで放送が聞こえなくなるといったことは起きない。むしろ、増力があると放送が聞こえる地域が広がり、窓際でしか聞こえなかった放送が建物奥でも比較的聞こえ

やすくなる。CFM 事業者は、放送法に基づき番組編集の自由を保障されているので、その「休止」は、CFM 事業者の意思で行うものでなければならず、市町村等の意思だけで臨時災害放送局の放送に切り換えることはできない。

#### 1-4-1 CFM と同じ周波数帯域の利用

CFM には、他の放送との干渉が起きないように周波数帯域が割り当てられている。同じ周波数帯域を臨時災害放送局の放送にも使えるよう、信越総合通信局は、他の臨時災害放送局への割当てを調整する。

1-4-1-1 臨時災害放送局の放送として利用する周波数帯域が CFM のそれと異なると、災害時に混乱が生ずる恐れがある。また、利用帯域が同じである方が、臨時災害放送局開局への CFM 事業者の賛同と協力が得られやすい。

1-4-1-2 加えて、一部の市町村等は、現在既に CFM を利用して災害関連情報を住民に知らせている。利用帯域をあらかじめチューニングした端末を住民に配付している地域もある。このような地域での利用周波数の変更は、現実的でない。

1-4-1-3 CFM から臨時災害放送局に切り替わる場合に利用する周波数帯域が変わらないよう、CFM 事業者は、開局に向けた準備を早期に開始し、信越総合通信局に相談する。信越総合通信局は、周波数の割当状況や見込みを踏まえて、同一帯域の確保に支障がないか等を検討する。ただし、同一周波数の利用が見込める場合でも、あくまで臨時かつ一時の放送のための割り当てに関して、であって、占有できるわけではない。利用周波数があらかじめ決まるわけでもない。限られた周波数を被災の状況に応じて適切に割り当てていくには、「臨機の措置」により速やかに確定するしか方法がない。

#### 1-4-2 市町村等の費用負担等

臨時災害放送局の放送の内容はもちろん、放送の開始や終了、期間や時間帯を決めるのは、免許を付与される市町村等である。その放送に伴う費用の負担も、市町村等が決めなければならない。ただし、臨時災害放送局の費用負担は様々で、一律の形があるわけではない。CFM 事業者と市町村等との平時からの関係によっても違う。

1-4-2-1 「災害時対応のために平時から CFM を支援しているので短期間の放送なら追加的負担は不要」との合意があり得るし、「放送を長く続けていく体力のない CFM の放送継続を支えるために市町村等が費用負担する」との合意もあり得る。

1-4-2-2 いずれにしても、放送を続けていく能力と体制がこの類型の臨時災害放送局の課題であるの

で、市町村等は、放送を「休止」して放送業務を受託するCFM事業者との間で、「開局」の諸条件をあらかじめ協議し、合意しておく。

## 1-5 CATV 活用型の開局支援の詳細

CATV 活用型では新しい周波数帯域を使って新たに放送局を開局するので、周波数利用について周到な準備が必要になる。CFM 活用型の開局に必要な周波数の検討がまずあり、次に、CATV 活用型の開局を重ね合わせて検討していく方法が現実的だが、放送主体である市町村等の意向が大事なので、それを踏まえて、信越総合通信局は、必要な検討を行う。CATV 事業者がどのように臨時災害放送局の開局を支援するのかについては、CATV 事業者と信越総合通信局が共同して「ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針」を策定し、公表する（別添参照）。

### 1-5-1 CATV 事業者の経験等の活用

CATV をベースに臨時災害放送局を開局するときには、コミュニティチャンネルの番組音声をそのまま放送する方法もあれば、臨時災害放送局として別に番組を制作する方法もある。いずれにしても、コミュニティチャンネルの番組を制作する力は、臨時災害放送局の放送の番組を制作する力にもなる。臨時災害放送局として放送することがコミュニティチャンネルでの災害関連情報の強化につながれば、CATV のサービス全体に対する住民等の信頼を高めることになる。

1-5-1-1 被災者が求める情報は、被災後の時間の経過とともに多様になり、増大していく。被災者は、様々な環境や条件の下にいるので、音声で繰り返すだけでなく、テキストも地図も映像も伝えられるCATV のコミュニティチャンネルの放送は、被災時に頼れるメディアである。CATV の映像と臨時災害放送局の音声を組み合わせて被災地での情報ニーズに応えていく。

1-5-1-2 CATV 事業者には、平時から落ち着いて情報を伝える訓練をしているアナウンサー（パーソナリティ）や、ネットワーク技術や、土地に明るい専門スタッフがいる点が、市町村等にとっては心強い。

1-5-1-3 被災地には、風評を含めて様々な情報が飛び交うので、そうした情報の中から伝えるべき情報を選択し正しく伝えることにも、放送事業者としての経験やノウハウが役立つ。市町村等にとっては、臨時災害放送局の放送業務をプロフェッショナルな放送業者に委託するということは、その専門性を被災時に活かすことを意味する。

1-5-1-4 市町村等の職員としては難しいけれども、臨時災害放送局の放送業務を受託している者としてであれば伝えやすい情報、というもある。被災地の住民が必要としている情報は行政発の情報ばかりではない。コミュニティの情報を収集し整理して提供するときに、免許を持つ市町村等から放送業

務を受託して運営する立場は、被災時の混乱の中にあつて機動力を発揮するのに都合がよい。

#### 1-5-2 ケーブル断線や停電への備え

CATV には、多チャンネルや自主番組という長所がある一方、地震等でケーブルが断線すると、停電していなくてもテレビが映らなくなる短所もある。臨時災害放送局の放送は、CATV 事業者にとって、断線や停電があつても加入者にテレビに代えて情報を伝える手段としての意味を併せ持つ。

1-5-2-1 CATV サービスの世帯普及率は、長野県において特に高く、コミュニティの全世帯が CATV に加入しているような地域もある。そういう地域でケーブル断線や停電が起きれば、地域全体が情報から孤立することになりかねないので、CATV 事業者は、その対策としても臨時災害放送局の放送に取り組む。

1-5-2-2 CATV 事業者の放送スタジオから臨時災害放送局のラジオの放送として災害関連情報を伝え続けることによって、情報伝達の冗長性を高める。

#### 1-5-3 開局支援に当たつての市町村等との協議

平時から無線で放送している CFM 事業者と違い、CATV 事業者の大半は、ラジオ放送には縁遠い。臨時災害放送局の開局支援の取り組みにも、CATV 事業者の各社の事情の違いが現れるのはやむを得ない。したがつて、CATV をベースに臨時災害放送局を開局したい市町村等は、放送業務を委託したい CATV 事業者がどのように開設支援する意思があるのかについて、まず相談する。

### 1-6 防災行政無線サイマル型の開局支援の詳細

長野県と新潟県の県内には、臨時災害放送局の開局支援を CFM 事業者や CATV の事業者に頼れない地域もある。そうしたところでも、防災行政無線の声を臨時災害放送局の放送で同時に放送するようにすれば、屋内や車内などへの情報伝達に役立つ。防災行政無線が使えないときに臨時災害放送局の放送が防災行政無線に代わつて情報を伝えられるように備えるのであれば、自ら送信設備等を購入して災害発生直後から情報を伝えられるようにするか、被災地外からの送信設備等の搬入を待つてから開局するかを選択し、準備する。

#### 1-6-1 全市町村を対象にする支援ネットワーク

防災行政無線サイマル型には、自ら送信設備等を保有できないために設備の貸与を待つ市町村が多い。多くの CFM や CATV の事業者の能力と意思をもって設備貸与の支援ネットワークを形成できれば、そのネットワークは県内全域に及ぶことになる。

## 1-6-2 臨時災害放送局の放送を利用しないという選択肢

防災行政無線の声を同時放送するために CFM の放送を利用する例やがあり、防災行政無線を特別なラジオ端末で受信する例もある。信越総合通信局は、臨時災害放送局での放送以外の選択肢についても、市町村等に情報提供し、相談にも応じている。臨時災害放送局を開局しない場合にも、他の市町村等や事業者との協力や連携が必要なこともあり、市町村等は、臨時災害放送局を開局するかどうかにとらわれずに災害関連情報の共有等を近隣と話し合う。

## 1-7 県域放送の本行動計画への参画

県域放送は、あまねく県内への放送を特徴としているので、被災地の被災者のためだけの放送を長期にわたって続けることは難しい。混乱する被災地に正しい情報を伝えていくことは臨時災害放送局だけでは難しく、また、行政から独立するメディアの役割は非常事態のときにも重要なので、県域の放送は、県域放送らしい支援の具体化に取り組む。

### 1-7-1 県域放送事業者によるソフト支援

被災地の臨時災害放送局が住民に情報を提供し続けるのに、CFM や CATV の事業者の支援を頼むことができる。しかし、被害が大きければ、外からの応援が必要になるだろうし、特に、長期化する放送への人的支援がないと、放送を続けていくことが難しい状況が生ずるかも知れない。

民放の県域放送事業者には、放送を専門とする局内外のスタッフがあり、臨時災害放送局を支える人的潜在能力がある。被災時にはまず自身の放送設備等を復旧し放送を回復して放送法 6 条の 2 の「災害の場合の放送」の責任を果たす立場にあるが、その上で臨時災害放送局に対してどのような支援を行えるのかを検討していく。

### 1-7-2 臨時災害放送局の放送と県域放送の連携

CFM や CATV をベースとする臨時災害放送局からの情報は、「公共情報コモンズ」に入力されると、広く放送事業者にも利用可能になる。逆に、県域放送からの情報を臨時災害放送局の放送で紹介することもあるかも知れない。特に、臨時災害放送局の放送の期間が長期化するようなときには、互恵の関係が成立しやすい。具体的な協力や連携について、検討していく。

## 1-8 臨時災害放送局の免許と運用

信越総合通信局は、臨時災害放送局に割り当てる放送波が他の放送波と干渉を起こさないかをあ

あらかじめ検討し、災害時に市町村等から求めがあればすぐに「臨機の措置」によって免許付与できるよう、準備する。臨時災害放送局の制度は、市町村等にとってあまり馴染みがないものなので、臨時災害放送局の制度、免許の手続き、運用に当たっての留意点等を分かりやすく説明した手引きを策定し、公表する。

#### 1-8-1 免許付与の手続き

臨時災害放送局の免許付与は、基本的に申請順に行われる。複数の申請者が予想される地域にあっては、放送主体である市町村等と協議するなどして、防災・減災のために最適な開局となるよう、調整に努める。

1-8-1-1 災害の種類や規模、発生地点等は様々である上、開局するかどうかの判断は、市町村の首長等が行うので、そのときに空いている周波数帯域を状況に応じて割り当てていく臨時災害放送局の周波数利用の可否は、あらかじめ決まらない。

1-8-1-2 それでも、検討と準備があらかじめ行われていれば、それに応じた「臨機の措置」が可能になる。信越総合通信局による免許付与が迅速、確実に行われる可能性が高まる。

1-8-1-3 災害直後から開局までの時間帯には、住民等の命にかかわる情報が放送されるかも知れないので、免許付与が遅れないように、信越総合通信局は、市町村等とあらかじめ協議する。

1-8-1-4 電波を発射してその伝搬を実地に検証することも臨時災害放送局の開局への準備として有益なので、信越総合通信局は、市町村等からの求めがあれば、実験試験局免許を付与する。

#### 1-8-2 非常電源の装備

臨時災害放送局は、停電時のための非常電源を備えなければならない。CFM や CATV の事業者、防災行政無線を保有する市町村等には非常電源の備えがあるが、臨時災害放送局を運用するために追加的に電源が必要になる場合もある。開局に向けた準備の中で確認し、用意する。その上で、信越総合通信局は、大規模災害が発生したような場合には、移動電源車を求めに応じて被災地に投入する。

1-8-2-1 信越総合通信局は、保有している移動電源車を、臨時災害放送局の開局や放送継続のために、求めがある被災地に派遣する。効率的・効果的な派遣のため、臨時災害放送局の非常電源等の状況を、あらかじめ把握しておく。

1-8-2-2 移動電源車は、近隣の総合通信局にも配備されているので、信越総合通信局は、大規模災害の発生時には、それらも速やかに被災地に投入できるよう、平時から準備しておく。

#### 1-8-3 臨時災害放送局の開局や運用の手続き

信越総合通信局は、長野県内及び新潟県内の市町村等が臨時災害放送局を開局し運用していく際の参考になるよう、「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」を策定し、公表する（平成 25 年 5 月 23 日第三版公表済：URL <http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/hodo/130523-1.html>）。

1-8-3-1 被災直後の混乱の最中にも、臨時災害放送局を速やかに開局できる制度が「臨機の措置」であり、さらにその「臨機の措置」が滞らないよう、本行動計画がある。市町村等は、「臨機の措置」によって免許を付与されて放送を開始したならば、一時的とはいえ周波数を占有するので、できるだけ速やかに本来の諸手続きを行う。

1-8-3-2 また、臨時災害放送局の運用にあっては、災害発生時の情報伝達の優先順位や手順等を合意しておくことが重要である。市町村間でどのようなルールをもって臨時災害放送局を開局し運営するのかについては、基本となる枠組みを示す。

#### 1-8-4 演習・訓練の実施

本行動計画の行動は、関係者の協力、連携があってはじめて成立するものが多い。災害発生を想定した演習を通じて、その協力や連携を確認する。

1-8-4-1 市町村等が実施する防災訓練等の中に組み入れられないか、検討していく。

1-8-4-2 臨時災害放送局の放送業務を受託する事業者は、日常業務の中でスタッフの訓練を強化するとともに、連携相手との連絡網等を日頃より確認する。

1-8-4-3 演習では、免許付与の事務が円滑に行われるかを確認する。信越総合通信局は、演習の実施に協力する。

1-8-4-4 演習や訓練を行った場合には、その内容を広く共有して、他の市町村等の参考になるように努める（注：平成 25 年 3 月 11 日に実施した松本市の演習の様様については、URL：<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/infonet/infonet101.html#News2>を参照）。



## 2. 送信設備等の準備と支援

災害が大規模広域に発生すると、被災地の市町村等や事業者が保有する送信設備等だけでは臨時災害放送局の開局希望に応えきれない可能性がある。本行動計画は、送信設備等のない被災地にも送信設備等を搬入して開局する支援ネットワークを形成しようとしている。CFM や CATV の事業者、支援事業者、市町村等は、自身が保有する送信設備等を使って被災地で臨時災害放送局を開局しようとする市町村等を支援する。

### 2-1 CFM 事業者の予備機利用

CFM 事業者は、通常、自身の放送が中断しないよう、送信設備等の予備機を保有している。市町村等から臨時災害放送局の放送業務を受託する場合に使用するのは本機であって、予備機は、本機が故障でもしない限り使用しない。しかし、本機の不具合発生に備える予備機を、他の市町村等に貸し出せば放送中断のリスクを抱えることになる。大事なのは、周辺市町村が臨時災害放送局をその貸出しを受けてすぐに開局する利益とのバランスなので、貸出しを受けたい市町村等と貸与の意思がある CFM 事業者は、その可能性と条件等についてあらかじめ協議し、合意しておく。

#### 2-1-1 予備機の周辺市町村等への投入

送信設備等の備えのある市町村等では、災害発生直後から防災行政無線を補完する放送を行うことができる。一方、他から設備を借りなければ放送を開始できない市町村等では、設備を搬入し、設置して、ようやく放送が始まる。遠方からだと到着に時間がかかるし、搬送道路の寸断もありえる。被災から放送開始までのこの時間を短くする現実的な方法の一つとして、CFM 事業者の予備機利用を検討する。

2-1-1-1 放送中断のリスクを冒して CFM 事業者が予備機を貸し出すからには、予備機不在の事態は、できるだけ速やかに解消されなければならない。この予備機不在を解消するためには、次のような方法がある。

- a) 被災地の外から搬入する送信設備等をもって置き換える。
- b) 支援事業者のメーカー等が代替の予備装置を貸し出す。
- c) 東日本大震災で活躍した「赤い羽根」や日本財団の支援制度を利用して設備を調達する。

2-1-1-2 予備機の貸与は、CFM 事業者自身が決めることなので、その意思のある CFM 事業者は、貸与を希望する周辺市町村等とあらかじめ協議して可能性を確認し、条件等について合意しておく。

## 2-1-2 市町村間の設備の共同保有

市町村等は、災害発生直後からの開局のために、自らの送信設備等を保有できるが、複数の市町村が共同で保有する方法もある。単独でなく共同で保有する場合は、開局の希望が多数あった場合の優先順位など、実際に災害が発生したときに混乱しないよう、あらかじめ放送波の到達範囲などを確認の上でその運用等を相談し、合意しておく。

## 2-2 CATV 事業者が保有する設備の利用

被災地から遠いために大きな被害が発生しておらず臨時災害放送局を開局するまでもない場合、その地域のCATV事業者は、自身が保有する設備を、被災地のCATV事業者等に貸し出すことができる。CATV事業者は、このような共助によって被災地の臨時災害放送局の開局を支援するネットワークを構築するよう、業界全体としても取り組む。CATV事業者は、「ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針」（1-5 既出）に定めるように臨時災害放送局開局を支援する。

## 2-3 イベント放送での設備の有効利用

災害発生の際にだけ放送を行い、平時には利用されないことのない送信設備等であっても、非常時に備えて常に保守されていなければならない。高価な設備であればなおさらのこと、できるだけ有効にその設備を地域のために活用しながら保守を確実にするよう、イベント放送のために保有設備を実際に使用する機会を増やし、不具合の発生を抑え、機器操作等の訓練機会にもしていく。

2-3-1 臨時災害放送局やCFMへの関心が高まり、開設の機運が全国的に高まる中、設備保守等のサービスを市町村等に提供する事業者も増えていこう。そうした中で、平時には利用されていない送信設備等を有効活用して地域で開催するイベント会場で臨時に放送局を開局するのを支援する者も現れる可能性がある。

2-3-2 臨時かつ一時的にしか放送波を発射しない送信設備等を地域イベントなどに貸し出して「イベント放送局」（注）として実際に使用するようになれば、設備の不具合の発生を抑えられるだろうし、設備を実際に操作する訓練の場にもなる。

注：臨時かつ一時の目的に、「国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供する」ための放送を行う放送局。イベントが行われている期間、イベントの各種情報や会場周辺の交通情報、駐車場情報などを提供する目的で開設されている。

- ・ 自治体等の関与（主催、協賛、後援など）があるイベントであること、参加者や入場者を限定せずに広く一

般に開放されていること、イベントの会期は原則 6 か月以内であること、放送局を開設することがそのイベント計画に組み込まれて一体となり運用されること、が求められる。

- ・ 周波数は 76.1MHz から 89.9MHz の中で割り当てられるので、臨時災害放送局と同様に市販の FM ラジオで受信が可能である。空中線電力はイベント会場周辺で必要とする放送範囲に応じて 100W 以下の必要最小限のものとなる。
- ・ 信越管内では、これまで次のようなイベントで開局されている。

長野県内：信濃の国楽市楽座大集合、善光寺御開帳、諏訪大社御柱祭、信州博覧会・国宝松本城  
400 年まつり、長野オリンピック、長野パラリンピック

新潟県内：ぎおん柏崎まつり、長岡まつり、全国都市緑化にいがたフェア

2-3-4 イベント会場に集まる住民等に対して臨時災害放送局の放送のことを周知する好機にもなる。

2-3-5 イベント放送に関心のある事業者が、地域活性化を進めたい市町村等と組んで、臨時災害放送局用の送信設備等を地域のために活用できるよう、「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」(1-8-3 既出) の中でイベント放送局の開局についても説明する。

### 3. CATV 本来のサービスによる災害関連情報提供の強化

臨時災害放送局の放送は、既に普及しているラジオ端末が使える、車内や避難先でも聴くことができ、断線や停電にも強い。反面、音声の放送なので、伝えられる情報量は少なく、聞き逃すと繰り返されるまで情報内容を確認できず、聴覚に障害のある人などへの情報伝達には向かない。こうした短所を、テキストや地図、映像も伝えることができるCATVのサービスは補うことができる。CATV事業者は、CATV本来のサービスでも災害情報提供を強化し、臨時災害放送局の放送では足りないところを担当し、その組み合わせによって、多数の住民等に多様な情報を伝えるようにする。

#### 3-1 高齢者等への呼びかけ

ケーブルテレビの放送とラジオの放送、大量情報を伝えやすい有線と断線や停電に強い無線の組合せは、災害関連情報の提供だけでなく、平時の行政情報サービスにも活きる。高齢者にも身近なテレビ端末で情報を表現できるケーブルテレビは、放送番組としての工夫の余地が大きい。

3-1-1 地域社会の少子高齢化が急速に進んでいて、自助・共助の必要性と、それを支えるネットワークの役割が高まっている。まずは、災害時に防災行政無線の声を放送として伝えることや、CATVのネットワーク経由で端末を自動起動して危険を知らせることに取り組む。地域の住民が助け合う、その第一歩には危険を知らせ合うことがあり、CATV事業者は、CATV本来のサービスの中で、高齢者をはじめとする情報弱者に災害関連情報を分かりやすく伝えることに取り組む。

3-1-2 防災行政無線やラジオ放送の声では伝わりにくい人たちには、その身近な端末が危険を知らせるよう、その一つ的手段として、CATVのネットワークや番組を積極的に利用する。

3-1-3 デジタルテレビ放送等の再送信には割り込めないが、自動起動する可搬端末がケーブルに接続されていれば、災害関連情報をいつでも伝えることができる。このため、避難勧告等が発令されたときなどには、CATVのシステムが「公共情報コムズ」等から自動的にデータを受け取り、自動的にテレビ端末や可搬端末に避難を呼びかけるシステムの構築を検討する。

#### 3-2 外国人に対する情報伝達

外国人に母国語で危険を知らせて避難場所を教えるようなことは、ラジオ放送では難しいが、CATVであれば伝えられる情報がある。長野県も新潟県も観光立県を目指しており、国際的に開かれた地域社会へと変わっていく必要があるので、多数の外国語に対応した災害関連情報をデータとして伝えられる

ようにし、CATV のサービスにおける対処についても検討する。

### 3-3 防災行政無線の宅内端末の補完・代替

信越は寒冷地のため、建物の密閉性が高く、窓は二重サッシという住宅が多い。特に冬季は、風雪で屋外拡声機の声は聞こえづらく、宅内端末へのニーズは高い。しかし、デジタル防災行政無線の宅内端末は高価で各戸配備できていない市町村等が多いので、CATV サービスによる補完策や代替策を検討する。

3-3-1 アナログ防災行政無線の設備・端末を更新できない地域、そもそも同報系防災行政無線が未整備といった地域は、全国各地に存在する。東日本大震災後に宅内端末配備への関心は高まったものの、長野県内でも、新潟県内でも、財政事情等から防災行政無線の宅内端末普及はあまり進んでいない。

3-3-2 臨時災害放送局の放送は、帯域を占有できない、臨時かつ一時的なラジオ放送であり、音声しか伝えられない。臨時災害放送局の放送は、平時にも利用される防災行政無線の代わりにはならない。この点、宅内まで配線されている CATV のネットワークを使った情報端末であれば、防災行政無線の宅内端末を補完、代替できる。

### 3-4 災害時に屋外に持ち出す端末のイメージ

CATV 業界は、セットトップボックスの進化の時期に、ケーブル断線や停電があっても自宅で使えて屋外にも持ち出せる情報端末の配備を検討していく。

3-4-1 防災端末として備える機能は、次のようなイメージである。

- a) 平時から CATV 回線経由の情報端末として利用できる。
- b) 災害時には臨時災害放送局の放送を受信できる。
- c) 県域ラジオ放送も受信できる。
- d) マルチメディア放送が導入される場合は、その緊急警報放送（EWBS）を受信できる。

3-4-2 防災行政無線の声を屋内や車内でも聞こえるようにするだけならば、ラジオ端末への放送で足りる。しかし、全国的に「公共情報コモンズ」等の利用が進み、災害関連情報の内容が充実すると、音声放送のラジオ端末では、その情報を十分に伝えられない。デジタル端末の能力が必要になる。

3-4-3 ネット利用は、解決への一つのアプローチである。一方、放送利用でも、アナログ地上放送の「跡地」を利用するマルチメディア放送（注）を災害の備えとして採用しようとしている地方公共団体がある。CATV 事業者としては、地域の情報拠点としてこうしたインターネットやデジタル放送を災害時にどう活かしていくのかを検討する。

注： 地上デジタルテレビ放送への移行で誕生したアナログテレビ放送の周波数を利用する、新しいデジタル放送の一種。移行後に空いた帯域の一部を、地域によって利用周波数帯域の異なるデジタル放送に割り当てることを総務省は検討している（平成 25 年 6 月現在）。防災・減災への利用については、平成 24 年度から東北、関西等で実証実験が行われてきている。

## 4. 「公共情報コモンズ」の利用

臨時災害放送局に迅速、正確、確実に災害関連情報を送り、放送できるようにするため、市町村等の庁舎と放送スタジオを結ぶ情報伝達に「公共情報コモンズ」を利用する。また、その利用によって、多様なメディアや情報端末への一元的な情報発信を進める。放送が一斉に情報を伝えるためにも、ネットがパーソナルに情報を伝えるためにも、その上流に位置する「公共情報コモンズ」への一度入力を実現することが重要であり、市町村等の担当職員の負担を増やさずに一元的に情報を配信できるようにしていく。すべての市町村等がこうした仕組みを利用できる点が「公共情報コモンズ」の特徴なので、積極的に利用する。

### 4-1 防災行政無線と時間差のない放送を放送スタジオから行うための手段

臨時災害放送局の放送を放送事業者の放送スタジオから行うためには、庁舎から放送事業者のスタジオに、放送すべき情報を防災行政無線と時間差なく伝えることが課題になる。庁舎と放送事業者のスタジオ間の情報伝達が迅速、正確、確実でないと、例えば、避難勧告が発令されたことが放送スタジオにすぐに伝わらないために、防災行政無線よりも遅れて発令の事実が住民等に伝わる、ということが起きてしまうからである。この問題を解決するために、「公共情報コモンズ」を、庁舎と放送スタジオ間の情報伝達に利用する。

#### 4-1-1 「公共情報コモンズ」を介して市町村等から放送スタジオに情報伝達

臨時災害放送局の放送業務を CFM や CATV の事業者へ委託すれば、そのハードやソフトを活かすことができるが、庁舎と放送事業者のスタジオ間の情報伝達が課題になる。「公共情報コモンズ」を情報伝達手段に利用することで、独自のシステム構築にかかる時間と費用を不要にする。

#### 4-1-2 「公共情報コモンズ」への Web 経由でのデータ入力

本行動計画は、「公共情報コモンズ」へのデータ入力を Web 経由で行えるようにしている。これは、県と市町村等の間に防災システムを持たない長野県内の市町村等が「公共情報コモンズ」に参加できるようにするためである。庁舎が被災しても放送スタジオが無事なら放送を行うことができるが、データの入力が庁舎内からしかできないと、放送も行えない。Web 経由なら、避難先や仮庁舎からでもデータを入力することができ、放送スタジオに伝えて放送することができる。

## 4-2 広域化する生活圏内の情報共有手段

生活圏は、車の普及などによって拡大しているので、外出先で被災したときには自宅がある地域の情報は知りたいし、家族の通う学校や職場がある地域の情報も入手したい。「公共情報コモンズ」には、参加する全ての市町村等からの入力データが集まるので、広域の情報を臨時災害放送局が放送したり、ネット配信事業者が配信したりすることができる。

4-2-1 防災行政無線が市町村の自営無線なのに対し、臨時災害放送局は放送なので、外からの通学者や通勤者、ドライバー、たまたま居合わせた旅行者、放送波が届く限りの地域の住民のことを意識して情報を伝えるようにする。外出先にいる人には、その地の臨時災害放送局が代わって情報を伝えるようにする。

4-2-2 「公共情報コモンズ」にデータを入力すれば、自動的に他の市町村等にその情報を伝えることができる。できるだけ広域で情報を伝え合い、ユーザが求める地域の情報をどこにいても入手できるようにすることで、地理的にも多様な情報ニーズに応えられるようにする。

4-2-3 臨時災害放送局が「公共情報コモンズ」に入力されている情報をどう放送するのかは、免許を付与されている市町村等が決める。このため、「公共情報コモンズ」の運用については、広域の市町村等が集まって協議し、共通の約束事をルールとして共有する。

4-2-4 例えば、避難勧告を発令したときはただちにデータを「公共情報コモンズ」に入力し、周辺市町村等は、入力されている情報を他の情報に優先して伝えるといったことを、運用ルールとして決めるようにする。1-8-3に述べたように、広域の情報を臨時災害放送局のラジオ放送で伝える際のルールを放送波が届く市町村間で合意しておくことは、災害時に伝えるべきことを伝えるのに欠かせない準備なので、放送業務を受託する事業者も加わってあらかじめ話し合い、合意しておく。

## 4-3 メディアと情報端末の多様化に対応する手段

テレビやラジオの放送、緊急速報メール、インターネットサイトなど、メディアの種類は増え、情報端末も多様化している。住民が災害関連情報を入手できる手段は今後も増えていくだろうが、災害時の市町村等の職員の対応には限界がある。その負担が過大だとミスの原因になるし、そうでなくても、タイムリーな情報提供は難しくなる。例えば、避難勧告が遅れて伝わり、発令されていないと誤解する住民等が現れないとは限らない。災害対応で現場が混乱しているときでも「公共情報コモンズ」への一度のデータ入力をもって多様なメディアや情報端末に一元的に情報を伝えられるよう、「公共情報コモンズ」を利用する。



#### 4-4 被災地の生活・復旧支援のための情報提供手段

避難勧告のような情報は、要領を得たメッセージを行政発で繰り返し伝えることが大事だが、被災直後から時間が経過するにつれて、被災地で求められる情報は多様化し、大量化していく。支援活動に当たる NPO 発の情報や、店舗再開の情報など、行政発ではないが被災者の生活には欠かせない情報も増えていく。このような情報ニーズに応じていくのに、「公共情報コモンズ」は情報項目を拡げて対応しているが、それで不十分な場合は民間のクラウドサービスが「公共情報コモンズ」と連携してその機能を補う役割を果たすようにする。

4-4-1 東日本大震災の被災地では、壁新聞や地元紙、ラジオ放送、インターネットの掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、様々なメディアが人と人を結ぶネットワークを形作り、被災者の暮らしを支えていた。災害関連情報の中には、インターネットだけが取り扱える情報もあって被災者の支援に役立ってはいたが、被災者等の中にはインターネット利用に縁遠い人たちも大勢いた。大規模停電が続いたため、インターネットを利用できる環境が回復するまでに長い時間を要したことも教訓である。

4-4-2 災害関連情報はできるだけユニバーサルに、放送利用かネット利用かにかかわらず提供される仕組みが望ましい。自身が発信する情報を広く伝えたいと考え、他の地域の情報も欲しい市町村等にとって、そのための公共の情報基盤が「公共情報コモンズ」であるので、本行動計画は、長野県内と新潟県内のすべての市町村等が「公共情報コモンズ」に参加する環境を作ろうとしている。

4-4-3 一方で、被災地の情報ニーズは、市町村発以外のものにも向けられるし、市町村発の情報の中には、相手を限定して伝えたいものもある。「公共情報コモンズ」では取り扱うことが難しい情報は、それと連携する民間のシステムが取り扱えばよい。そのために災害関連情報を取り扱う民間のクラウドサービスの機能と役割を「公共情報コモンズ」との関係を含めて明らかにし、その提供を実現していく。

#### 4-5 遠方にいる避難者への情報伝達手段

被災地の市町村等は、遠方に避難している被災住民への情報伝達に苦勞することになる。放送波が届く範囲は限られているので、遠方の避難者への情報伝達的手段としてネットを利用する長所は多い。しかし、アドレスが必要な電子メールを使える状況は限られるので、既にある様々なメディアや情報端末を活用することはもちろん、新しく登場する手段も利用して情報を伝えるようにする。

4-5-1 東日本大震災では、多数の被災者が遠方に住む親族等を頼って被災地を離れた。この人たち

に情報を伝える有効な手段を欠いていたということも教訓である。

4-5-2 臨時災害放送局の放送は、地理的に限られた地域にしか届かない。CATV にしても、視聴できる地域には限りがある。市内の避難所はともかく、遠方に避難している人への情報伝達を臨時災害放送局のような放送に頼ることは難しい。一方、電子メールは、アドレス管理が必要なので、被災の混乱時の中でその情報の収集と管理を始めても、うまくいかない。そもそも、被災者の中にはインターネットが使えない人がたくさんいる。

4-5-3 遠方の被災者に情報を届けるのに、ネット利用以外に効率的で効果的な手段は今のところ見当たらない。プッシュ型の情報配信でないと確実に伝えられないといったところに改善すべき課題はあるものの、あらゆる情報伝達ルートを使って情報を伝えること、そしてその際には、メディアや情報端末の数は多数でも、遠方の配信先も含めて一元的な情報源から情報を正確に伝えることが大事なので、「公共情報 commons」をこの一元的な情報配信に利用する。

4-5-4 新たに登場してくるメディアや情報端末について、引き続き注視していく。

#### 4-6 地理的に「抜け」のない情報提供の手段

本行動計画ができるだけ多数の市町村等の「公共情報 commons」参加を呼びかけているのは、多数の参加によって情報の網羅性が高まり、信頼性を高めることにもつながるからである。地域的に「抜け」のない情報提供を目指す。

4-6-1 情報の発信者と伝達者が 1 対 1 に情報をやり取りしていたのでは、発信者や伝達者の増加によって、システムが級数的に複雑化してしまう。「公共情報 commons」に参加するメリットは、情報を一定の標準仕様に準拠して入力さえすれば、多様なメディアや情報端末への出力を引き受けてもらえるところにあるので、最大限に活用する。

4-6-2 「公共情報 commons」からのデータ出力は、既に、一部の放送事業者の放送システムとの連携が始まっていて、入力に関しても、県の防災システム経由の接続が全国で進んでいる。市町村等が入力したデータが直接に住民等に配信されている例はまだ少数だが、本行動計画は、この直接的な配信を目指す。直接的な配信が始まれば、データ入力の網羅性や信頼性が高まり、そのデータを利用する放送事業者の報道の迅速性や正確性も高まることになるからである。

4-6-3 長野県内も、新潟県内も、「公共情報 commons」の利用は、出力、入力ともにまだ発展途上であり、

- a) 多数の市町村等がデータを入力するようになり、
- b) CFM や CATV、地域放送でその情報が放送されるようになり、
- c) 携帯電話やスマートフォン等にも情報が配信されるようになり、
- d) 旅行者等にも避難を呼びかけられるようになれば、

「公共情報コモンズ」にデータを積極的に入力しようとする市町村等が増えて、入力される情報の内容も充実し、その情報の利用が進んでますます入力が活発になる好循環が生まれる。

4-6-4 「公共情報コモンズ」は、すべての市町村等が参加して地理的に「抜け」のない状態が望ましい。放送事業者であれば足りない情報を直接に市町村等に取材して報道することもできるが、それでは、取材を受ける側の市町村等の負担は減らない。また、データを自動処理して配信する事業者は、入力データがなければ伝える情報がなく、結果、避難勧告等の発令がされていないと利用者が誤解する懸念もある。

#### 4-7 「公共情報コモンズ」へのデータ入力代行

臨時災害放送局の放送業務を受託する放送事業者が「公共情報コモンズ」にデータ入力すれば、広域での情報共有を進める力になり得る。大規模災害の発生に備えるには、「公共情報コモンズ」への情報入力を市町村等に代わって行える者を決めておいて、万一にも市町村等が自ら入力できない事態に備えることも大事で、その一つの方法として放送事業者がその役割を担うことにすれば、データ入力の継続を確保できる可能性がある。

4-7-1 「公共情報コモンズ」へのデータ入力は、地方公共団体など限られた者だけが行える。一般的に、放送事業者は、情報を伝達する者ではあっても、入力する者ではない。しかし、臨時災害放送局の放送業務を市町村等に代わって行う放送事業者は、市町村等の職員に替わって「公共情報コモンズ」にデータ入力しやすい立場にあり、能力もある。被災地の地域情報拠点に位置する放送事業者が「公共情報コモンズ」への情報入力を市町村等に代わって行うことについても話し合う。

4-7-2 例えば、臨時災害放送局の放送は市町村等の放送なので、その放送原稿を臨時災害放送局の放送業務を受託する放送事業者が市町村等に代わって「公共情報コモンズ」に入力すれば、周辺の臨時災害放送局も自身の放送でその情報を利用できるようになり、広域の情報共有が進む。

4-7-3 「公共情報コモンズ」へのデータ入力という市町村等の役割を補完し、一部代理することで、災害時の混乱の最中にも情報を発信し続ける可能性とそのための体制を検討していく。

## 4-8 多層な情報発信の担い手

市町村等だけでなく他の行政機関、被災地の様々な団体や機関も、被災地では情報発信の担い手になる。例えば、大学が災害時に被災地の学生や、敷地内への避難者、周辺の被災者等に向けて情報発信することができれば、社会的に信頼されている立場の機関なので、その情報は、被災者の安心につながることもある。そのためにも、公共的な機関が「公共情報コモンズ」を経由した情報発信を進めていくことについて検討する。

### 4-8-1 大学の参加

大学は、一般的に、地域に根差しているので、災害時には被災者支援のために積極的に活動する意思を持っている。その学生にも、様々な救援活動等にかかわる意思がある。災害時の自身の役割を明らかにして、地域に情報発信する手段として「公共情報コモンズ」を利用することにも備える。また、新しい無線技術を活用するなどして地域の安心に取り組む活動も、地方公共団体や事業者とともに進める。

### 4-8-2 信越総合通信局からの情報発信

信越総合通信局は、管内で大規模災害が発生すれば、ただちに対策本部を発足させて情報を収集し、減災対策を講ずる。広く市町村やその住民等に知らせたい自身の情報は、「公共情報コモンズ」に情報発信する。例えば、衛星携帯電話の貸出しや移動電源車の派遣などの情報は被災市町村のために、放送事業者への支援参加の呼びかけは放送事業者間の協力や連携のために、臨時災害放送局の開設の情報は住民への周知のために、「公共情報コモンズ」に迅速に情報を入力する。

## 5. システム間連携と災害関連情報プラットフォーム

「公共情報コモンズ」に参加する事業者は、これまで放送事業者が中心であったので、ネット配信事業者の参加を拡げていくには、解決しなければならない課題がある。市町村等の中には、既に防災メールの配信を独自に始めていたり、二度、三度とデータを入力して住民等に情報を配信していたりするところがある。データの一度入力と一元的な情報発信を速やかに進めていけるよう、なるべく早くに課題を解決して、システム間連携と災害関連情報のプラットフォーム形成を進めていく。

### 5-1 「公共情報コモンズ」とのシステム間連携

「公共情報コモンズ」は、地方公共団体が自身で防災システムを持たなくても、あるいは、民間が提供するサービスを利用していなくても、利用することができる公共の情報基盤である。災害関連情報を一度入力すれば放送事業者やネット配信事業者に一元的に配信できるシステムであり、全ての市町村等の情報が集まり配信されるシステムは、独自の防災システムを持つ市町村等にとっても利用する価値の高いシステムである。「公共情報コモンズ」のデータ構造や通信インターフェースは標準化されているので、独自の防災システムともシステム間連携を進めていく。

5-1-1 「公共情報コモンズ」の現在の機能では被災者のニーズに応えられないところは、「公共情報コモンズ」を含む複数のシステムの連携によって応えればよい。

5-1-2 県や市町村の防災システム、「公共情報コモンズ」のシステム、さらには民間のクラウドサービスのシステムが存在するときに、それぞれの機能と役割の連携を進めないと混乱や無駄が生じかねないので、関係者は、協力してこの課題に取り組む。

### 5-2 スマートフォン等のアプリケーションへのデータ提供

スマートフォン等が爆発的に普及しているので、そのアプリケーションの利用者にも、災害関連情報が届くように取り組む。

5-2-1 登録しておいた地域で避難勧告等が発令されると、その事実をスマートフォン等に知らせてくれるサービスは、例えば、田舎の家族を気遣う人たちに歓迎されるだろうし、GPS 機能が搭載されている端末にその地域の情報をプッシュ配信するサービスは、たまたま被災地に居合わせた旅行者等にとって、頼もしい。

5-2-2 公共の情報基盤である「公共情報コモンズ」は、アプリケーション開発者が求める情報や機能を

全て提供できるわけではないし、そのような性格のものでもない。アプリケーションによって伝える情報の種類やその伝え方が違うだろうから、情報を求める事業者に対して入力されたデータを提供するのか、しないのか、提供するとして条件を課すのか、課さないのか、といったことは、「公共情報コモンズ」とシステム連携する民間事業者のシステムが引き受けて解決していくようにする。

### 5-3 メール配信サービスや SNS 等とのシステム間連携

「公共情報コモンズ」には、現在、メール配信事業者は参加しておらず、例えば、メール配信事業者が保護者等に配信するサービスの情報に「公共情報コモンズ」のデータを利用することはできていない。しかし、既にこうしたサービスを利用している市町村等からの一度入力の要求は根強いので、応えられるようにしていく。また、SNS のシステムとの連携によって、その利用者への情報伝達にも一度入力に対処できるようにしていく。いずれの場合も、「公共情報コモンズ」が直接にシステム対応することが難しい場合には、「公共情報コモンズ」とシステム連携している民間事業者のシステムが対応できるようにする。

5-3-1 メール配信事業者については、「公共情報コモンズ」にデータを入力する前のところに民間のクラウドサービスを介在させることができれば、そこからメール配信事業者に入力データを引き渡すことができ、現実的な解決策になるので、そのように取り組む。

5-3-2 地元のサービスを利用している市町村等にとっては既存のサービスと「公共情報コモンズ」との連携が課題になるので、メール配信サービス等とのシステム連携について、事業者間の話し合いを進める。

5-3-3 SNS についても、「公共情報コモンズ」へのデータ入力の前に置かれた民間のクラウドサービスから入力データを引き受ける方法によってシステム間の連携を進めることができる。SNS は、それ自体が大きなシステムでありそのインターフェースを公開しているところもあるので、その接続に当たっての課題をそれぞれ整理して、解決していく。

5-3-4 SNS といっても様々なものがあり、システム上の課題だけでなく運用上の課題を解決しなければならない場合もある。そうした運用上の課題についても、事業者間の話し合いを進める。

### 5-4 「公共情報コモンズ」に入力されたデータのコントロール

公共の情報基盤である「公共情報コモンズ」には、配信して欲しくない情報は入力しない。また、一部

の事業者に限って伝達したい情報も入力しない。情報項目や配信先を自らコントロールすることができないシステムなので、市町村等が、特定の地域や相手に限って情報を伝えたいのであれば、民間事業者が構築する災害関連情報プラットフォームを利用することで問題を解決する。

5-4-1 「公共情報コモンズ」に入力されたデータは、標準化されたデータ形式に変換されるなどして参加する事業者等に伝えられる。そうして伝えられた情報は、自由に放送し、あるいは配信してよい、というのが「公共情報コモンズ」のルールである。市町村等は、データを「公共情報コモンズ」に入力した以上は、コントロールしないし、できない。

5-4-2 放送し、配信する事業者は、FMMC に申し込み承諾された者に限られているので、データを「公共情報コモンズ」に入力したからといって、Web 上に公開されて誰でも利用できる状態になるわけではない。しかし、多様な事業者に一元的に情報を発信していく以上、市町村等は、何の情報をどのようにして誰に伝えるのかを考えて「公共情報コモンズ」や民間事業者の災害関連情報プラットフォームを利用しなければならない。

5-4-3 放送事業者は、何をどう放送するのかを判断し、その結果には、放送法上の編集責任も負っている。一方、ネット配信事業者の多くは、配信する情報項目や伝え方は自身で決めるが、伝えられてきた情報をそのまま配信する。配信する/しないの責任の曖昧な、あるいはルールが未整備の領域があるので、市町村等としては、「公共情報コモンズ」へのデータ入力は、広く伝えたい情報だけに限るのが合理的である。

5-4-4 「公共情報コモンズ」は、放送や配信に利用してもらう公共の情報基盤なので、そこに入力するデータを自らコントロールしたい市町村等は、「公共情報コモンズ」にデータを直接に入力しないで、その前の段階で自らデータを管理するようにする。

5-4-5 例えば、特定の地域や相手にだけ配信してくれる事業者にだけデータを渡すことができ、多様なメディアや情報端末に個別に対処していく能力を備えた民間事業者の災害関連情報プラットフォームをクラウドサービスとして利用すれば、市町村等がそのために独自システムを構築しなくても、データのコントロールは可能になる。

## 5-5 新潟県の防災システムとの接続

新潟県には、県と市町村を結ぶ防災システムが既にある。その防災システムへのデータ入力と、住民への直接的な情報提供のためのデータ入力を市町村等がそれぞれ別々に行うのは、入力を一度化して災

害時の職員の負担を軽減しようという本行動計画の目標にそぐわない。共通する情報項目については二度入力にならないようにするには、システム間の連携や運用の共通化といった課題を解決しなければならないので、関係者は、こうした課題の解決に取り組む。

#### 5-6 「公共情報コモンズ」と災害関連情報プラットフォームの利用の手引き

信越総合通信局は、長野県内及び新潟県内の市町村等が「公共情報コモンズ」や災害関連情報プラットフォームを利用する際の参考になるよう、「公共情報コモンズ」と災害情報プラットフォームの利用に関する手引き」を策定し、公表する（平成 25 年 6 月 25 日第二版公表済：URL [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000233845.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000233845.pdf)）。



## 6. その他

6-1 市町村等が特別なシステム構築や改修をしなくても速やかに「公共情報コモンズ」に参加できるように、支援事業者は、当面の間（平成 26 年 3 月末まで）、「公共情報コモンズ」への Web 入力サービスを無償提供する。

6-2 支援事業者は、災害関連情報プラットフォームの開発を進め、サービス開始後当面の間（少なくとも平成 26 年 3 月末まで）、当該サービスを無償提供する。

別表 1 : 地方公共団体 (長野県)

長野市  
松本市  
上田市  
岡谷市  
飯田市  
諏訪市  
須坂市  
小諸市  
伊那市  
駒ヶ根市  
中野市  
大町市  
飯山市  
茅野市  
塩尻市  
佐久市  
千曲市  
東御市  
安曇野市  
佐久穂町  
軽井沢町  
御代田町  
立科町  
長和町  
青木村  
下諏訪町  
富士見町  
原村  
辰野町  
箕輪町  
南箕輪村  
中川村  
宮田村

松川町  
高森町  
阿南町  
阿智村  
根羽村  
下條村  
泰阜村  
喬木村  
豊丘村  
大鹿村  
木曾広域連合  
上松町  
南木曾町  
木曾町  
木祖村  
王滝村  
大桑村  
麻績村  
生坂村  
山形村  
朝日村  
筑北村  
池田町  
松川村  
白馬村  
小谷村  
坂城町  
小布施町  
高山村  
山ノ内町  
木島平村  
野沢温泉村  
信濃町  
飯綱町  
小川村  
栄村

別表 2 : 地方公共団体 (新潟県)

新潟県

新潟市

長岡市

三条市

柏崎市

新発田市

小千谷市

加茂市

十日町市

見附市

村上市

燕市

糸魚川市

妙高市

五泉市

上越市

阿賀野市

佐渡市

魚沼市

南魚沼市

胎内市

聖籠町

弥彦村

田上町

阿賀町

出雲崎町

湯沢町

津南町

刈羽村

関川村

粟島浦村

### 別表 3 : 放送事業者

(コミュニティFM放送事業者)

[長野県内]

あづみ野エフエム放送株式会社

飯田エフエム放送株式会社

エルシーブイ株式会社

株式会社エフエムとうみ

株式会社エフエム佐久平

株式会社ながのコミュニティ放送

軽井沢エフエム放送株式会社

[新潟県内]

エフエム角田山コミュニティ放送株式会社

エフエム上越株式会社

株式会社エフエムしばた

株式会社エフエムとおかまち

株式会社エフエム新津

株式会社エフエム雪国

株式会社柏崎コミュニティ放送

株式会社けんとう放送

燕三条エフエム放送株式会社

長岡移動電話システム株式会社

(ケーブルテレビ事業者)

[長野県内]

あづみ野テレビ株式会社

株式会社飯田ケーブルテレビ

伊那ケーブルテレビジョン株式会社

株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ

株式会社上田ケーブルビジョン

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳

エルシーブイ株式会社

株式会社コミュニティテレビこもろ

佐久ケーブルテレビ株式会社

株式会社信州ケーブルテレビジョン

須高ケーブルテレビ株式会社  
蓼科ケーブルビジョン株式会社  
テレビ北信ケーブルビジョン株式会社  
株式会社テレビ松本ケーブルビジョン  
丸子テレビ放送株式会社  
[新潟県内]  
株式会社エヌ・シー・ティ  
株式会社佐渡テレビジョン  
上越ケーブルビジョン株式会社  
株式会社ニューメディア 新潟センター

日本ケーブルテレビ連盟信越支部

(県域放送事業者)

[長野県内]  
信越放送株式会社  
株式会社テレビ信州  
長野朝日放送株式会社  
長野エフエム放送株式会社  
株式会社長野放送  
日本放送協会長野放送局  
[新潟県内]  
株式会社エフエムラジオ新潟  
株式会社テレビ新潟放送網  
新潟県民エフエム放送株式会社  
株式会社新潟総合テレビ  
株式会社新潟テレビ二十一  
株式会社新潟放送  
日本放送協会新潟放送局

#### 別表 4 : ネット配信事業者

株式会社パスカル

ヤフー株式会社

株式会社ウエザーニューズ

Twitter Japan 株式会社

## 別表 5 : 支援事業者

株式会社NHKアイテック

株式会社NTTデータ

株式会社MTS & プランニング

DXアンテナ株式会社

株式会社電算

TOA 株式会社 長野営業所

新潟通信機株式会社

BAN – BAN ネットワークス株式会社

株式会社BSN アイネット

株式会社日立国際電気

富士通株式会社

株式会社フロムいわて

ホーチキ株式会社

株式会社メイテツコム

山形カシオ株式会社

ワキヤ技研株式会社



別表 6 : 大学

信州大学 (広報室)

信州大学総合情報センター

別添

## 「ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針」

平成25年3月11日  
日本ケーブルテレビ連盟信越支部  
信越総合通信局

### 1 支援のスタンス

- (1) 「防災・減災のための放送利用行動計画」（以下、「行動計画」という。）に参加しているケーブルテレビ事業者(以下、「参加事業者」という。)は、臨時災害放送局を開局しようとする信越管内の市町村を、ハード及びソフトの面で支援する。
- (2) 参加事業者は、自社の設備も被災する可能性を念頭におきつつ、事業者間同士の支援ネットワークを構築して、臨時災害放送局の開局や放送継続を支援する。
- (3) 市町村から臨時災害放送局の放送業務を受託する参加事業者は、契約に基づきその責務を果たすが、その他にも、支援協定の形で、市町村の開局や放送継続を支援する。
- (4) 日本ケーブルテレビ連盟信越支部（以下、「支部」という。）は、本行動計画の支援事業者の一員として、地域メディアとしてのケーブルテレビが地域の防災・減災に役立つよう行動する。このため、被災地の臨時災害放送局の開局等を支援する加盟社を他の加盟社が応援する、あるいは、直接に市町村を加盟社が支援する体制を整える。
- (5) 行動計画の「防災行政無線サイマル型」で臨時災害放送局を開局しようとする市町村等から設備貸与等の要請があれば、支部は、臨時災害放送局の開局支援に当たっていない加盟社の協力を得るなどして、その要請に応えるよう努める。
- (6) 臨時災害放送局の放送が被災者にとって役立つ放送になるよう、参加事業者は、信越管内のコミュニティFM事業者や県域放送局とも連携を進める。

### 2 支援の大枠

- (1) 信越管内全ての地域で同時に臨時災害放送局が開局されるといった事態でも起きない限り、

被災していない地域の参加事業者が、被災した参加事業者や市町村を支援することができるはずなので、次のように行動する。

- ① 放送業務を受託する参加事業者を、他の参加事業者が応援する。
  - ② 参加事業者に放送業務を委託していない市町村であっても、要請があれば、参加事業者は、市町村を直接に支援する。
- (2) 上述(1)の①については、当面は、長野県内の中信、北信、東信及び南信、並びに新潟県内の上越の地域のいずれかで発生する大規模災害を想定し、参加事業者間の支援体制を構築する。
- (3) 参加事業者が臨時災害放送局の開局や放送継続を支援する形には、次の三類型があるので、参加事業者は、支援を希望する市町村との間でどのような支援が可能かを、あらかじめ話し合い、合意する。

① 参加事業者が自ら設備を調達し、市町村の放送業務を代行

行動計画中の「CATV 活用型」は、設備を調達するのが市町村等にせよケーブルテレビ事業者にせよ、市町村から委託されたケーブルテレビ事業者が放送業務を行う。このうち、少なくとも当初は、参加事業者が自ら設備を調達し、市町村から委託されて放送業務を行う事例が多くなると予想される。この場合の設備の調達費用は、放送業務を受託することの対価や、平時での情報提供サービスの対価として回収することも可能だが、いずれにしても、参加事業者としては、非常時にすべての地域住民に災害情報等を提供できる「公共性」や「社会貢献」を訴求することで、ケーブルテレビの存在が地域住民から支持され、「地域力」の高まりに寄与する事業となるべく、取り組む。

② 市町村が設備を調達し、所在する参加事業者が運用

行動計画は、市町村や複数の市町村が共同して送信設備等を購入し、参加事業者がその設備を使って放送業務を行うことも想定している。庁舎内に設備を置くが市町村の職員ではなく参加事業者のスタッフが出向いて放送を行う方法や、放送業務を委託するのに設備は市町村の方で用意するといった方法などが該当する。

③ 参加事業者が設備を貸与し、市町村が自ら放送

行動計画中の「防災行政無線サイマル型」で臨時災害放送局を開局する市町村を参加事業者が支援する場合である。参加事業者の放送区域外の住民は、参加事業者にとっては自社の加入者ではないが、非常時にすべての地域住民に災害情報等を提供できる「公共性」や「社会貢献」を訴求する立場から、体力の弱い市町村を支援する活動として取り組む。

- (4) 臨時災害放送局の放送業務を受託する参加事業者は、委託をする市町村との間で協定等を結び、業務としての責務等を定める。
- (5) 参加事業者間の「共助」については、費用負担を含めて、参加事業者間で、協議、調整する。
- (6) 参加事業者に放送業務を委託していない市町村からの支援要請に対し、支部は、支援を希望する市町村との間であらかじめ協定等を結び、そうした市町村が災害等に見舞われた場合には、信越総合通信局と連絡を取りながら、支部としてもその加盟社を通じ支援活動を行う。

### 3 送信設備の常備と支援ネットワーク

- (1) 送信設備等を常備してあれば、災害発生直後から臨時災害放送局を開局することができる。一方で、平時は利用しない送信設備等を購入し、保有するための費用が生ずる。したがって、常備する参加事業者が常備しない参加事業者を支援する事業者間同士のネットワークを構築する。
- (2) 参加事業者のうち、送信設備等を常備する会社（以下、「常備会社」という。）は、平成25年2月5日現在、別表のとおりである。
- (3) 常備会社は、市町村の放送業務を受託して臨時災害放送局を開局するために送信設備等を調達するのであって、所在市町村が臨時災害放送局を開局する場合はもちろん、開局があるかも知れない状況下では、当該送信設備等を他の市町村のために貸し出すことは難しい一面がある。
- (4) それでも、災害の種類、規模、地域によっては、住民の人命を救うための速やかな行動が求められることもあるだろうから、そうした事態が生じた場合には、支部や信越総合通信局とも連絡を取りながら、他の事業者とも連携して行動する。

### 4 市町村等との協定

市町村等の臨時災害放送局の開局を参加事業者が支援するに当たっては、市町村と参加事業者の間で、業務協定又は支援協定をあらかじめ締結する。協定には、次の二種類がある。

- (1) 支部が市町村との間で取り交わす支援協定  
支部加盟社は、加盟社間の「共助」によって市町村等の臨時災害放送局の開局等を支援する。例えば、長野県内の南信地域で大規模地震が発生すると、被災地に所在する加盟社はもとより、被

災地外の加盟社も、被災地支援のために行動する。ただ、どの事業者がどういう形で支援に入れるのかは状況によって変わるので、支部として市町村と約定し、実際の災害発生時には、加盟社の間で連絡を取り合い、信越総合通信局とも協力して支援体制を構築する。

もちろん、放送業務は受託しないが、放送業務以外で特定の市町村を支援する協定等を結ぶ加盟社がいてもかまわない。支部が協定等を結ぶのは、放送業務を受託する参加事業者も、個別に支援の協定等を結ぶ加盟社もない市町村があるだろうから、そのような場合にも加盟社が「共助」して支援できるよう、必要な準備を進めるためである。

なお、支援協定の具体的内容については、そのひな型を策定し、別に公表する。

## (2) 参加事業者が営業区域内の市町村等と個別に取り交わす業務協定

参加事業者は、ひとたび災害が発生すれば地域住民のために情報収集と提供に当たる。中でも、臨時災害放送局の放送業務を所在市町村等から受託する事業者は、委託をする市町村との間で様々な準備を進めておかなければならず、それには約定が必要になる。

上述(1)は、支部と市町村等との間の協定なのに対し、本協定は、参加事業者が、それぞれに、所在市町村や周辺市町村等と取り交わすものである。本協定を取り交わしていれば、開局等を支援する参加事業者が特定されており、上述(1)の協定はなくてもよさそうだが、当該参加事業者自身が被災することもあり得るし、長時間の放送等に消耗することも起こり得るので、二重の協定をもって備えることを原則とする。

別表：

株式会社上田ケーブルビジョン

【上田市、東御市、坂城町、青木村の各一部】

エルシーブイ株式会社

【諏訪市、岡谷市、茅野市、富士見町、下諏訪町、辰野町、原村、及び  
塩尻市、箕輪町の各一部】

須高ケーブルテレビ株式会社

【須坂市、小布施町の各一部、高山村】

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン

【松本市、塩尻市の各一部、山形村、朝日村】

上越ケーブルビジョン株式会社

【妙高市及び上越市の一部】